報道資料

令和2年3月9日(月)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:根津・井久保

電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線:3130,3133

総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑

電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)

内線 270,2302

奈良市健康医療部保健所 保健予防課 担当: 奥村•永松

電話:0742-93-8397(ダイヤルイン)

新型コロナウイルス感染症患者の発生及び注意喚起について

奈良県において3例目の患者と無症状病原体保有者の発生、および、大阪府内42例目の勤務先が県内にあることが確認されました。いずれも、大阪市内のライブハウスに関連する事案です。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行っております。

また、奈良市の患者(奈良県2例目)の濃厚接触者の状況についてお知らせします。

1) 奈良県の患者等の概要

① 30代男性(郡山保健所管内居住)

症状・経緯等 :

- 2月24日 ソープ・オペラ・クラッシックス・ウメダで陽性患者2名と接触
- 2月26日 ソープ・オペラ・クラッシックス・ウメダで陽性患者2名と接触 全身倦怠感と発熱(38.4°C)が出現。
- 2月27日に解熱するも、数日間倦怠感持続。
- 3月6日 帰国者・接触者相談センターに相談。
- 3月8日 保健所より接触者外来の受診調整、行政検査にて陽性を確認。

患者の病状等: 県内感染症指定医療機関に入院中(軽症)。

症状出現後の行動歴 : 2月26日~3月6日 自家用車を利用して通勤。

②10歳未満女性(①の濃厚接触者):無症状病原体保有者

2) 大阪府の患者概要(大阪府の報道発表資料を参照 : 府内42例目)

勤務先 : 郡山保健所管内の事業所

症状出現後の県内での行動歴 : 現在調査中。

3) 奈良県2例目患者(奈良市)の濃厚接触者の状況

	人数	症状等	
家族	2人	両名とも検査陰性(3月6日)、症状なし(健康観察中)	
勤務先等	調査中	大阪市が調査中	

4)クルーズ船の乗客について

無症状病原体保有者	検査結果	濃厚接触者
70代女性(奈良市保健所管内)	陰性(3月8日)	なし
60代男性(奈良市保健所管内)	陰性(3月8日)	1名(健康観察中)

5)クルーズ船から搬送された方について

〇全員退院済み。

6)県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う要件に該当される方への対応として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。

■帰国者・接触者相談センター

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土·日·祝 10:00~16:00

県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチ ケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 咳や発熱など体調がすぐれないときは、症状を悪化させないために、また人にうつさないために、 無理せず休むようにしましょう。
- 次のような方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話相談してください。
 - ・流行地(中華人民共和国湖北省・浙江省、大韓民国大邱広域市・慶尚北道青道郡)とのつながり がある方
 - ・職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方
 - ・風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさや息苦しさがある方で、まだ医療機関を受診していない方(高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦の方は、前記が2日程度続く場合)
- 発熱等の風邪症状がある方は、まずはかかりつけ医やお近くの医療機関に電話相談してください。 受診にあたっては、医療機関の指示に従い、マスクを着用するなどして受診してください。また、受診 の際は、流行地に滞在歴があることまたは流行地に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出 てください。

【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために】

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、イベントを開催する方々は、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合は、お一人お一人が咳エチケットやこまめな 手洗いなどの実施を心がけてください。

その他

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いします。